

利用方法等確認書（城西中第2グラウンド）

R5.4.1～

1 利用可能時間帯（一般利用者が利用できる時間）

城西中学校の学校教育（クラブ活動等）に支障がない時間帯。
原則として次のとおり。ただし、変更となることもある。

※全区分において、月曜日（祝日含む）の16時以降は西側半面のみ利用可

ア 平日は午前8時から午後1時まで。ただし、東側半面のみ

イ 日曜日および祝日は、終日利用可

ウ 第2土曜日は終日利用可

| 利用団体 | 日曜日 および祝日 | | 土曜日（祝日は除く） | | | | | | | | | | 春夏冬休み （土・日・祝 日は除く） | | 平日 （月～金） | | |
|-------|--------------|----|------------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|--------------------------|----|-------------|----|---|
| | 午前 | 午後 | 第1土曜 | | 第2土曜 | | 第3土曜 | | 第4土曜 | | 第5土曜 | | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | |
| | | | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | | | | | |
| 城西中学校 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 地域開放 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ |

※午前と午後の区分は、すべての利用区分共通で

午前…8時～13時、午後…13時～日没 とする

2 利用料金 無料

3 優先利用

上記利用時間帯でも、国・県・市・区の公共的事業、校区体育振興会が主催する事業および城西中学校の行事等で、当グラウンドを使用する場合は、利用可能日を変更する場合がある。

4 利用方法

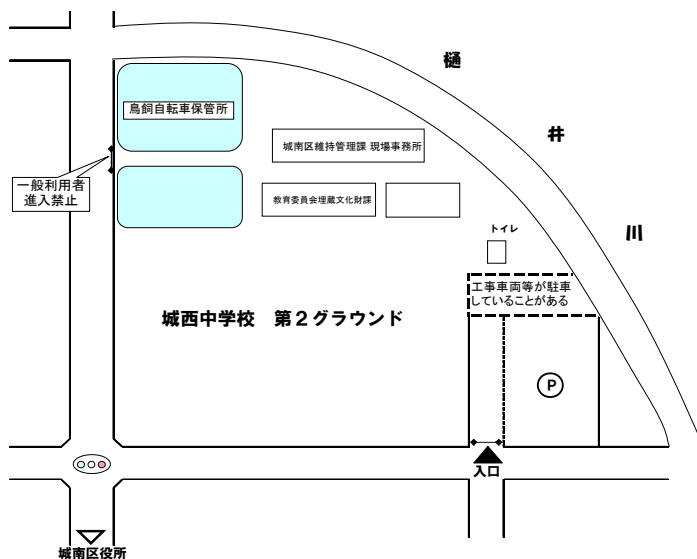
| 項目 | |
|---------------------|--|
| 登録 | 城西第2グラウンド利用団体は、城南区役所企画振興課に対して城西第2グラウンド利用団体の登録をおこない、登録証の発行を受け、本確認書に代表者の署名をして提出する。登録内容に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出し、代表者変更のときは本確認書も再提出する。 |
| 抽選申込 | 利用希望日が決まったら、城南区役所ホームページ上で申し込むか、城南区役所企画振興課のカウンターに設置されている城西中第2グラウンド抽選申込表に記入する。申込受付期間は毎月1日～15日で、2か月先の利用について抽選を受け付ける。 |
| 当選発表 | 毎月20日に2か月先の当選団体を発表。城南区役所ホームページもしくは城南区役所企画振興課のカウンターに掲示している予定表か電話にて各自で確認する。 |
| 利用申込 および 利用許可 | 原則として利用抽選に当選した団体に対して利用を許可する。手続きのために来所する必要はないが、本確認書に団体代表者の署名をしたものを城南区企画振興課へ提出していない場合は利用できない。 |
| キャンセル | キャンセルが決定したら、すみやかに城南区役所企画振興課へ連絡をすること。キャンセルの受付後ホームページ上で再抽選申込受付を行い、再抽選結果をホームページに掲載する。利用予定前10日未満のキャンセル受付についてはホームページ上で利用予定キャンセルの旨公表し、電話もしくは来所による申込みを先着順にて受け付ける。 |
| 鍵受け渡し | 登録証が鍵の引換券になり、利用日の直前・直後の営業日に城南区役所企画振興課窓口で受け渡しをおこなう。 |

（裏面へ続く）

5 利用条件

- (1) 利用団体は、城南区役所企画振興課の許可を受けて利用してください。
- (2) 利用団体は、原則として地域団体とします。
- (3) 団体代表者をグラウンド利用時の責任者とします。
- (4) 利用許可後でも管理者・中学校の特別の理由により許可を取り消すことがあります。
- (5) 施設の利用目的以外での利用、転貸しは認めません。
- (6) 利用日が休日の場合は、あらかじめ平日に鍵を受け取り、可能な限り早めの返却をお願いします。
- (7) 危険防止、事故防止に努めてください。敷地周辺には、アパート等の建物があるため、騒音、ボールのグラウンド外への飛び出し等に十分ご注意ください。
- (8) グラウンド・トイレ以外の施設に立ち入りを禁止します。また、施設に損害を与えた場合は、直ちに城南区役所企画振興課へ報告するとともに、修理をしてください。
- (9) 敷地内は禁煙です。喫煙者は敷地外で喫煙し、吸い殻などの後始末には万全を期してください。また、グラウンド内は火気の使用を禁止します。
- (10) 壁打ちは外壁の劣化につながるため禁止します。
- (11) スパイク（金具の物）の使用は禁止します。
- (12) グラウンド内への車両の乗り入れは禁止します。
- (13) 利用後は次の後片付けをしてください。
 - ① グラウンドのトンボかけ（トンボはバックネットの裏）
 - ② グラウンドに釘等を打ち込んだ場合は、その引き抜き作業
 - ③ トイレの清掃（ホースで水を流す）
 - ④ ゴミの持ち帰り※ トンボ等の管理用品が破損した場合は鍵を返却する際に申し出てください。
- (14) 利用後は、出入口・トイレの鍵を確実に閉めてください。
- (15) グラウンド、駐車場利用時のトラブルに関しまして、企画振興課は一切責任を負いません。

6 位置図



団体代表者は本紙の内容について、団体内に周知を徹底してください。万が一、利用条件を守られない場合は利用団体の登録を取り消します。

なお、城南区役所企画振興課は本確認書を変更することができ、城南区役所ホームページへの掲載をもって団体代表者はこれを承諾するものとします。

城南区役所企画振興課
電話：833-4065

本紙の利用条件などに了承し、団体内への周知を徹底します。

令和 年 月 日

団体名

団体代表者（部長、監督など）

（自署）